

ご自身の年金額をご確認ください

令和5年度の年金額は原則として、2～3ページのとおり増額されることとなりましたので、同封の「年金額改定通知書」にて、改定後の年金額をお知らせしています。

また、年金額の改定に伴い、令和5年6月定期支給期（令和5年4月・5月分）から年金の支給額が変わります。

「年金額改定通知書」と一体となっている「年金支払通知書」にて、支給額をご確認ください。



年金額改定通知書・年金支払通知書の見方

年 金 額 改 定 通 知 書									
基礎年金番号		9999999999		受給権者の氏名		公立 太郎			
年金証書記号番号		33-12345678		受給権者の生年月日		昭和33年 12月 1日			
1234									
年金の種類	年金コード	開始年月	基本となる年金額 円	加給年金額または加算額 円	支給停止額 円	支給年金額 円	事 由		
老齢厚生年金(特別)	1130	令和5年 4月 1日	1,276,645	0			法令改正による改定		
退職共済年金(特別)	1170	令和5年 4月 1日	250,899				法令改正による改定		
経過的職域退職									

年金支払通知書									
送金日		令和5年 6月 15日							
支拂	種別	年金証書番号	年金種類	コード	老齢厚生年金	1130	退職共済年金	1170	
13	33	12345678	一期額		212,774		41,816		
基礎年金番号	9999999999		介護保険料						
			後期高齢保険料						
			所得税額						
			住民税額						
※ 同一口座に一口で送金します。					差引支給額	¥ 212,774 *	¥ 41,816 *		
			金融機関	シギ	(※)	シギ	(※)		
			店舗	スルガダイ		スルガダイ			

● 年金額改定通知書の見方

- 1 基本となる年金額**
改定後の年金額（年額）を表示しています。
- 2 支給停止額**
支給停止される額がある場合は、その額を表示しています。
- 3 支給年金額**
支給停止額がある場合に、実際に支給される額（年額）を表示しています。
- 4 事由**
改定の事由を表示しています。ただし、支給停止額がある場合は、支給停止の事由を優先して表示しています。

● 年金支払通知書の見方

- 5 一期額**
改定後の年金額（支給停止額がある場合は支給年金額）の2カ月分の額（円未満の端数切り捨て）を表示しています。
- 6 社会保険料など**
介護保険料や税金など、年金から徴収される額を表示しています。
- 7 差引支給額**
実際に年金の受取口座に送金される額を表示しています。

今回同封した年金支払通知書は、6月・8月・10月定期支給期の支給内容です。

なお、6月定期支給期以後に支給額等が変更となった方には、変更後の年金支払通知書を8月または10月定期支給期に送付します。支給額等に変更がない方は、12月定期支給期に次の年金支払通知書を送付します。

令和5年3月末の退職により当共済組合の組合員資格を喪失した方へ

組合員として在職中であったために年金が支給停止となっている方は、退職後に支給停止の解除等（退職改定）を行います。この手続きは順次進めておりますが、手続きの完了時期は8月定期支給期以降を予定しております。そのため、**6月定期支給期（4月・5月分）の年金は、在職による支給停止が解除されていない状態となります**（「年金額改定通知書」の事由欄には「在職停止」という文言が印字されています。）。

支給停止の解除により追加支給となる年金（6月定期支給期に送金できなかった年金）については、8月定期支給期以降、できるだけ早期にお支払いできるよう手続きを進めているところです。

お待たせすることとなりますが、ご理解くださいますようお願いいたします。



退職年金（年金払い退職給付）の請求手続きのご案内

平成27年10月以後に組合員として在職していた65歳になる方へ

退職年金は、被用者年金制度の一元化（平成27年10月1日施行）により、改正前の共済年金における3階部分（職域部分）が廃止されたことに伴い、地方公務員の退職給付の一部として、新たに設けられた積立方式による年金です。

以下の受給要件①～③の全てに該当したときに請求することができます。

該当する方には請求書を送付しますので、手続きをお願いします。

受給要件

- ① 平成27年10月以後の1年以上引き続き組合員期間があること（平成27年10月をまたいで1年以上引き続き期間も含みます。）
- ② 65歳以上であること
- ③ 退職していること

請求書の送付時期

すでに退職しており、65歳になる場合
65歳到達月の3カ月前（偶数月生まれは4カ月前）
65歳以上で退職する場合
退職時に支部から請求書をご案内します。

受給方法

退職年金の半分は「終身退職年金」、半分は「有期退職年金」として支給されます。

有期退職年金の支給期間は20年ですが、10年（または一時金）を請求時に選択できます※1、2。希望される受給方法を請求書で選択してください。

※1 給付事由の発生から6カ月経過後に請求した場合、支給期間の選択はできず、20年となります。

※2 一時金を選択して請求する場合は、退職金等の「源泉徴収票」が必要となる場合がありますので、必ず保管しておいてください。

退職年金のイメージ

（いずれかの受給方法を選択）

- 1 有期退職年金（20年）
終身退職年金
- 2 有期退職年金（10年）
終身退職年金
- 3 一時金
終身退職年金

- ⚠ 退職年金を受給されている方が組合員となった場合、組合員である間は全額支給停止されます。
- ⚠ 現職時から退職後までを通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置があります。
- ⚠ 受給中に亡くなられた場合は、有期退職年金の残余部分が遺族の方に一時金として支給され、終身退職年金は終了します。

年金払い退職給付のしくみは、当共済組合ホームページに掲載しています。

🔗 [トップページ](#) ➔ [共済制度について](#) ➔ [年金制度について](#) ➔ [年金のしくみ](#) ➔ [年金払い退職給付のしくみ](#)

をクリック

